

## 「外国語会話バッジ」の取り組み方について

県連盟コミッショナー 清水 秀彦

日本連盟のホームページ([http://www.scout.or.jp/for\\_members/intl/kaiwabadge.html](http://www.scout.or.jp/for_members/intl/kaiwabadge.html))で案内されているように、平成 24 年 4 月 1 日より、「外国語会話バッジ」が導入されました。現段階では英語とフランス語のみで、他の言語については平成 25 年度以降に追加を検討するとなっていますが、23WSJ を見据えての導入ということですから、兵庫連盟でもバッジの着用を推進していく必要があります。

「外国語会話バッジ」の趣旨・取得要件・着用位置など、プログラムの詳細は、上記ホームページを、熟読いただくとして、ここでは、ホームページに掲載されていない補足内容と、兵庫連盟独自の運用方法について説明します。

### ポイント 1

「外国語会話バッジ」は、自己が持つ外国語会話能力を使つての貢献の姿勢を示すものですから、着用者は、いつでもどこでもその言語を使って会話ができる準備をしているという意識を持つとともに責任も発生します。

例えば、23WSJ の会場やホームステイに来た外国スカウトから頼られれば、しっかりと対応する心構えが必要で、日頃からそのための準備をしておかなければなりません。

### ポイント 2

「外国語会話バッジ」は、進歩制度や検定などの資格の有無に関わらず着用でき、進級章、進歩章、技能章としての扱い又は連動する扱いはせず、また、行事・研修・派遣等参加資格の条件としての扱いはしませんので、文法的に正しいか否かより、会話ができる（意思疎通を図れる）ことを重視します。

ただし、認定基準は以下のように規定されていますので、基準のクリアが前提ですが、例えば、ブローケンであろうと、身振り手振りに頼ろうと、物怖じせずにその言語を使ってコミュニケーションがとれていれば、英検や TOIEC のスコアに拘らずに認定可能とします。

外国語会話バッジの着用を希望する者は教育規程に記載される項目の認定を受けます。

ア 申請する言語を使用して 5 分間程会話する。会話相手は自分で選ぶことができる。

イ 2 分間程度の日本語の文章（手紙、物語など 400 文字程度）を申請する言語に通訳する。

認定者は、上記項目を確認できる者とし、加盟登録の有無は問われない。

〔 教育規程 第 1 章 一般原則 関連 施行細則（国際活動） 1-9-1 （3）認定 〕

### ポイント 3

「認定者」は上記の認定基準を基に、対象となる外国語における流暢さ、積極的な態度、この言語を使用してどのような活躍を希望するかなどを確認します。ですから、その言語に関する資格を持つことは望ましいですが、文法の正確さや単語力を認定するものではないので、「通訳章技能章考査員」のように資格を必須とはしません。

例えば、その言語にそれほど精通していなくても、申請者が会話相手と話している様子から、流暢さや積極的な態度を見て取れるならば、所属隊や団の関係者を「認定者」とすることができるものとします。(これにより、今後、対象となる言語が増えた際に「認定者」の確保が容易になります)

### ポイント 4

対象は、くまの課程のカブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウト及び同年代の指導者、成人加盟員であり、一度認定を受けた者は自身で返納しない限りそのバッジを継続して着用することが出来ます。

例えば、現時点ではその言語での会話能力が不十分であっても、23WSJ(2015 年)までにしっかりと勉強し、貢献できるようになるという明確な目標を持っていれば、条件付で認定可能とします。

以上の4点を踏まえ、積極的に「外国語会話バッジ」の認定を行うようお願いいたします。

次に、申請手順について説明します。認定後は下記の教育規程に従って県連盟に申請して下さい。

認定を受けた者は、所属する隊の隊長を通して団委員長に記章の交付を申請する。  
団委員長は、次に掲げる書類を揃え、地区を通して県連盟に提出する。

- ア 申請書 (団委員長氏名、申請者氏名、隊長氏名、申請する言語)
- イ 推薦状 (認定者氏名、申請者氏名、認定方法・結果)

[ 教育規程 第1章 一般原則 関連 施行細則 (国際活動) 1-9-1 (4) 交付申請 ]

申請書および推薦状は別添のものをお使い下さい。(兵庫連盟のサイトからもダウンロードできます)

#### 申請手順 (所属隊長・団委員長)

1. 所属隊長は、認定者が記入した「推薦状」を添えて「申請書」を団委員長に提出し、団委員長の承認を受けます。
2. 団委員長(または所属隊長)は、団委員長の承認を受けた「申請書」に「推薦状」を添え、兵庫連盟事務局へ FAX で送信した上で、コピーを保管し、地区事務局に提出して下さい。
3. FAX を受けた兵庫連盟事務局は、バッジ代と送料を計算し、団委員長(または所属隊長)宛に FAX を送信しますので、所定の口座に代金を振り込んで下さい。
4. 兵庫連盟事務局よりバッジが届きましたら、申請者に速やかに伝達して下さい。

## 申請手順（地区）

1. 申請者が所属する団の団委員長（または所属隊長）より「申請書」と「推薦状」の原本を受け取ったら、地区受理日を記入の上、原本を兵庫連盟事務局に提出して下さい。
2. 兵庫連盟事務局は、地区より「推薦状」と「申請書」の原本を受け取ったら、県連盟受理日を記入の上、コピーを保管し、原本を地区へ返送します。
3. 地区は、兵庫連盟より「推薦状」と「申請書」の原本を受け取ったら、コピーを保管し、原本を団委員長宛に返送して下さい。

なお、「申請書」の原本は、洗い替えの制服用としてなど、バッジの追加購入が必要な時は、スカウト用品購入申込書と共に **FAX** で兵庫連盟事務局に送信していただく必要がありますので、申請者または団・所属隊での保管をお願いいたします。（「推薦状」の原本は申請者が保管して下さい）

以上

平成 年 月 日

日本ボーイスカウト兵庫連盟 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 団

団委員長 \_\_\_\_\_ 様

## 外国語会話バッジ取得の推薦状

(外国語バッジ申請者氏名) \_\_\_\_\_ さんの外国語会話能力を  
認定しますので、下記のとおり外国語会話バッジ取得者に推薦します。

### 記

認定者氏名(自署) : \_\_\_\_\_

認定者職業 : \_\_\_\_\_

認定者語学関係資格(任意) : \_\_\_\_\_ (お持ちの方はお書き下さい)

(ボーイスカウト日本連盟の加盟員である場合、以下も御記入下さい)

日本ボーイスカウト \_\_\_\_\_ 連盟 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 団

所属隊 : \_\_\_\_\_ 隊

役 務 : \_\_\_\_\_

認定した外国語 : \_\_\_\_\_

認定日 : 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

認定方法・結果 :

---

---

---

---

---

(欄に不足がある場合は別紙に記載し添付)

以上

平成 年 月 日

日本ボーイスカウト兵庫連盟 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 団

団委員長 \_\_\_\_\_ 様

## 外国語会話バッジ交付申請書

申請者氏名 : \_\_\_\_\_

所 属 隊 : \_\_\_\_\_ 隊

役 務 : \_\_\_\_\_

所属隊隊長氏名 : \_\_\_\_\_ (隊長署名)

教育規程 第1章 一般原則 関連 施行細則（国際活動）1-9-1 (4) 交付申請の手続きに基づき、下記の言語の認定を受けましたので、別紙の推薦状を添え、外国語会話バッジの交付を申請します。

記

申請言語 \_\_\_\_\_

以上

団 処 理 欄	地 区 処 理 欄	県 連 盟 処 理 欄
団委員長承認	地区受理	県連盟受理
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

\* 交付申請書は県連盟および地区で写しを保管し、原本は申請者(団)に戻して下さい。